

会 議 録

会議名称	平成31年（令和元年）度 第6回 交野市子ども・子育て会議		
開催日時	令和元年11月28日（木）14時30分～		
開催場所	交野市立保健福祉総合センター（ゆうゆうセンター） 3階 展示活用室		
出席者	・委員13人出席（欠席者1人）	・事務局11人	合計24人 傍聴者0人
配付物	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・子ども・子育て会議委員名簿 ・資料1「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画（素案）」 ・資料2「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコメントの実施について」 ・資料3「公私連携幼保連携型認定こども園の設置に関する協定書（骨子）」 ・子育て支援者活動をつなぐ交流会のチラシ ・児童虐待防止の啓発クリアファイル ・次回日程調整表 		
内容	<p>1. 開会</p> <p>2. 委嘱状交付</p> <p>3. 会長副会長選出</p> <p>4. 会長挨拶</p> <p>5. 委員出席状況報告</p> <p>6. 議題</p> <p>（1）「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画」策定について</p> <p>会 長：令和元年度第6回交野市子ども・子育て会議の議題に入りたいと思います。</p> <p>議題（1）「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画」策定について事務局から説明をしていただきます。よろしくをお願いします。</p> <p>事務局：資料1「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画（素案）」をご覧ください。</p> <p>前回（9月26日）の子ども・子育て会議でこの素案に対するご意見を頂いたことを踏まえ、10月16日に「交野市子ども・子育て支援事業推進連絡会議」を開催しました。そこで各課から意見を聞き、追加、訂正を加えております。</p> <p>また、計画策定の基本指針の改正を踏まえ、今回の素案としてお示ししているものでございます。</p> <p>それでは、主に追加、訂正のあった部分からご説明させていただきたいと思います。</p> <p>1ページ、「計画策定の背景」をご覧ください。前回お示しさせていただいたとき</p>		

には文章が長く複雑であったため、省略できるものは省略し、簡素化いたしました。それに伴い、第4章で保育の無償化について触れさせていただいております。1ページで主に改正になった部分は2段落目以降でございます。

6ページをご覧ください。5) のパブリックコメントについて日程をお示しさせていただいております。

10ページをご覧ください。交野市の子どもの人口につきまして、前回は0～11歳の表記でしたが、児童の対象年齢となります18歳までのくくりとして掲載し直しております。

51ページをご覧ください。基本目標1) すべての子育て家庭を支える まちづくり、基本目標2) 子どもの育ちを支える まちづくり、基本目標3) 地域ぐるみで豊かな子育て・子育てを支える まちづくり、のイメージ図を新たに追加しております。

52ページをご覧ください。基本目標1) の基本施策(7)につきまして、前回は経済的困難を抱える家庭への支援でしたが、今回、子育て家庭への経済的な支援の充実という項目に変更させていただいております。

53ページをご覧ください。ここの書き出し文のところに、前回は課題と方向性を記載しておりましたが、課題につきましてはほかのところに載せさせている部分も多くありますので、方向性のみの記載とさせていただきます。また、交野市の子育て世代包括支援センターのイメージ図を追加しております。

54ページからは各事業の掲載をしておりますが、若葉マークにつきましては「子どもの貧困対策」にかかわる施策でございます。このマークを前回付けていた箇所をもう一度見直しまして「子どもの貧困対策に関する大綱」をもとに生活支援と教育・保育支援、就労支援、経済的支援の視点で付け直しをしております。

54ページの事業No. 8「産後健診事業」から「産婦健康診査」に名称を変更しております。

同じく54ページの事業No. 12「就学時健康診断」につきまして、前回は基本目標2) の基本施策(4) 思春期保健対策の充実のところに掲載しておりましたが、健診部分ということで、こちらに移動させていただきました。

58ページにつきましては交野市の児童支援体制(イメージ)ということで、交野市子ども家庭総合支援拠点を踏まえうえでイメージ図を追加しております。

同じく58ページの事業No. 40「児童虐待防止に関する啓発活動」につきましては、計画策定の基本指針の改正により、児童虐待防止の取り組みの強化というところで、新たな事業として追加させていただきました。

59ページの事業No. 43「子育て短期支援事業」につきましても、児童虐待防止の取り組みの強化というところで、再掲となりますが、新たに追加させていただきました。

60ページの事業No. 58「医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置事業」につきましても、基本指針改正により、障がい児支援というところで新たに追加させていただきました。

64ページの事業No. 86「おりひめ教育ローン」と事業No. 87「交野市奨学金制度」につきましても、前回は「検討」ということで記載させていただいておりました。事業の内容については検討中ではありますが、事業の継続は決まっております、すぐになくなるものではございませんので、「検討」から「継続」に変更させていただきました。

66ページの事業No. 101「幼児教育・保育に関する専門的な人材の配置」につきましても、基本指針の改正により追加させていただいております。

67ページの事業No. 105「(仮)小中一貫学園構想事業」と68ページの事業No. 110「(仮)NE×T事業」につきましても、いずれも仮の掲載でございます。現在教育委員会で教育ビジョンの検討に入っております、事業名についても検討中というところで、仮の掲載になっております。

68ページの事業No. 119「学校支援地域本部事業」ですが、前回は「地域学校協働活動」でした。事業名を変更させていただいております。

同じく68ページの事業No. 123「外国語教育の充実」ですが、前回は「グローバル・コミュニケーション能力向上支援事業」ということで2事業あったものを1事業にまとめさせていただきました。

75ページの事業No. 161「発達障がい児等巡回相談事業」のところに若葉マークが付いているのですが、これは外させていただいておりますので、消していただくよう、お願いいたします。

80ページからは第6章「計画の目標値等」ですが、この並びにつきましても、基本指針の改正により掲載の位置を変更しております。前回は「教育・保育提供区域の設定」から始まっていたのですが、今回は最初に「量の見込みの算出方法について」を入れさせていただきました。

81ページの3)は子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について、ということで、無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施等の追加をさせていただきます。

82ページをご覧ください。3号認定の説明がありまして、その下、確保の方策の表右端ですが、前は保育利用希望率でした。今回、基本指針の改正によりまして、保育利用率へと変更させていただきました。それに伴い、数値も変わっております。

91ページをご覧ください。11)の放課後児童健全育成事業、確保の方策のところで「現在、市内10小学校において、放課後子ども教室との一体型として実施しています。今後は、『新・放課後子ども総合プラン』を踏まえ、放課後子ども教室との連携強化に努めます。」という文言を加えさせていただきました。

以上が前回お示しした素案から追加・変更した箇所となります。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございます。

資料1「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画（素案）」についての説明が終わりました。

この件についてご質問、ご意見がありましたら、発言をよろしくお願いいたします。

副会長：91ページの13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の事業内容に「多様な事業者の能力を活用しながら、認定こども園、小規模保育所等の設置又は運営を促進するための事業」とありますが、認定こども園については多様な事業者が参入できないことになっていますよね。

事務局：認定こども園につきましては、社会福祉法人しか開設できないということが法律で定められております。

副会長：そうであれば、ここの書き方はいかななものかと思えます。

事務局：先ほど申しましたように認定こども園については一定参入される事業者が限られるのですけれども、小規模保育所等につきましては解釈が広いところもございます。

それを一括りにしてしまっている部分がございますので、ここの文言につきましては、もう少し整理させていただきたいと思えます。

A委員：48ページにスクールソーシャルワーカーのことが書いてありますが、そういう方は疲弊してしまっています。

虐待の問題が多く大変な中、配置をもう少し手厚くしたほうがよいと思うのですが、1名は常駐されているのですか。

70ページ、「スクールソーシャルワーカーの活用事業」の事業内容に「スクールソーシャルワーカー1名を配置し」と書かれているので、そうなっているのかを伺いたしたいと思います。

B委員：常駐しているわけではありません。

現状で申しますと、2名の方が曜日を違えて各中学校区を受け持たれています。

昨年度よりは拡充してきておりますし、今後必要に応じて拡充していく方向であることは間違いないかと思えます。

A委員：常駐していないのであれば、きめ細やかに対応できるのかどうか心配です。

B委員：スクールソーシャルワーカーがすべてを把握して対処するわけではなく、学校の先生方やスクールカウンセラーも含めましてチームとして対応していくということかと思えます。

会 長：学校としての指導との関係もありますし、スクールソーシャルワーカーが常駐することが本当に必要かという、そうでもないと思えます。

スクールカウンセラーもいますし、いろいろなシステムの重ね合わせで取り組んでいると、私は思っています。

B委員：スクールソーシャルワーカーとは、問題の解決を図るために社会とつなげていくという橋渡しの役割を担っているものでございまして、スクールソーシャルワーカー自身がすべてを解決するわけではありません。

A委員：例えば35ページの保護者の生活状況や36ページの子どもの朝食摂取頻度と学習の理解度を見ると、そういう方たちをフォローする力がもっと必要ではないかと思えます。

会 長：ほかにご意見ありませんか。

新しいことがどんどん出てくるので難しいのですが、それがどのように機能するかが大事だと思います。機能するようにつけていっていただきたいと要望として出しておきます。

C委員：67ページ、小中一貫学園構想事業の（仮）というのはどういうことですか。

B委員：来年度より第一中学校から第四中学校までのすべての中学校区で小中一貫教育を始める予定になっておりまして、小中一貫学園構想事業というのはその準備段階のことを指します。

次年度以降につきましては新しい枠組みをつくることとなりますので、そういう意味での（仮）と捉えていただければと思います。

C委員：来年度以降は（仮）が取れるわけですか。

B委員：今は新たな指針をつくっていきたいと思っているところです。

現時点では飽くまで構想事業ということで、来年度からの小中一貫教育をめざしていく準備をする段階になります。

C委員：この計画書が発行されるのは来年3月だから（仮）なのですか。
もし、来年度以降の発行であれば（仮）は取れるのでしょうか。

B委員：この計画書が出来上がるのは恐らく来年の3月だと思いますので、発行に間に合うのか逐次訂正をするのかは、まだわかりません。

C委員：私の地域は一中校区で、最初に小中一貫になるといわれている所なのですが、周りの方の話を聞いても本当に小中一貫になるのかよくわからず、不安定なマイナスのイメージしか耳にしません。
交野市の方向性という意味でここに載せているのですか。

B委員：一中校区は施設整備とのタイミングが合ってしまったこともあり、建物の話なのか教育の話なのかという混乱を招いたかもしれません。
小中一貫教育は形態に限らず、分離型であっても一体型であっても交野市が進めていくということで、そういう意味での小中一貫学園構想事業となります。

会 長：小中一貫学園構想事業とは、どんな形態であれ小中の連携を深めて、9年間の義務教育を一貫したものにしたいというものですよね。
学校の建設とは限っていないわけです。
その辺りの整理ができていないのが少し気になります。

B委員：学校の形態として、今までの6・3制にはいろいろな課題もございます。
子どもたちの成長にしても昔とは変わってきているので6・3制にこだわらず小中を通して子どもたちを育てていくというような考え方に基づいております。
その考え方については、すべての中学校区で共通でございます。

会 長：よろしいでしょうか。
ほかにいかがでしょうか。

A委員：58ページに「児童虐待防止に関する啓発活動」とありますけれども、事業内容についてもう少し具体的なことを書けないでしょうか。

会 長：啓発活動について、何か具体的なものをつかんでおられますか。

事務局：ここに書かせていただいている内容としましては、健康増進課で行っております母子手帳配布時や各種健診時等の機会を通して虐待防止のPRをしていくという意味でございます。

今回お配りしているクリアファイルにありますように11月が児童虐待防止月間になっておりますので、子育て支援課としてはそういう啓発物品を作成して街頭で配布する、あるいは広報で特集を組んでPRする、または講演会や健康福祉フェスティバル等の機会を通じて虐待防止と通告等を啓発しているところでございます。

子育て講演会では「ひとりで悩まずみんなで子育てしましょう」と呼びかけまして、子育て支援の視点を持って虐待防止についても進めていきたいと思っております。

会 長：このごろは虐待のニュースばかり出てくるので、皆さん気になるころだと思っておりますが、実際問題、啓発というのは難しい面がありますよね。

C委員：ちなみに、このファイルは駅前などでも配られているのですか。
各家庭には配布されないのでしょうか。

事務局：各家庭にはお届けしていませんが、イベントに来られた方にお渡ししています。また、JR河内磐船駅や星田駅でも配布させていただいております。

ポスターは各幼稚園、病院等に貼らせていただいているところでございます。

このように啓発も大切にしている中、妊娠届を出しに来られたときや乳幼児健診時の親子の様子を見て心配な場合に支援をしています。

会 長：ほかにありませんか。

A委員：59ページの「女性相談事業」ですが、事業内容のところに「女性のための相談を行います。」と書かれています。これは具体的にはどのような内容なのでしょう。

事務局：担当課は人権と暮らしの相談課でございまして、女性に関するありとあらゆる相談に応じますということで、広く窓口を開けていると聞いております。

女性相談事業を行う中、人権問題や児童虐待のケースをすくい上げることができるならば、という形でこちらに掲載させていただいているところでございます。

A委員：具体的にわかりやすく書いていただければと思います。

会 長：もう少しわかりやすい文言にするように担当課と調整を図ってはどうか。それでよろしいですね。

ほかにありませんか。

B委員：6ページの5)パブリックコメントについてですが、パブコメをするときからこの文言を載せておくのですか。最終的にはこの形でよいと思うのですが、パブコメのときからこの文言が載っているのであれば違和感を覚えます。

パブコメのときにはこの文言を削除しておいて、最終的に加えればよいのではないのでしょうか。

事務局：次の議題でパブリックコメントの実施についてということであげさせていただいております、ここでも実施日を報告させていただき、これでよろしいでしょうかと委員の皆様伺います。

手法としてはある意味同時進行という形でいけるものですので、あげておいても問題はないかと思います。

会長：子ども・子育て会議の中で了承が得られれば、これを載せるということになるかと思えます。それでよろしいですね。

C委員：その上の4)に子育て支援者活動をつなぐ交流会におけるワークショップの開催とありますが、今日ご案内いただいた子育て支援者活動をつなぐ交流会については素案に載せないのですか。

事務局：今回、資料として入れさせていただきました子育て支援者活動をつなぐ交流会ですが、6ページに記載の5月31日に開催したものの続編という形になっております。

5月に関しましては、この計画のワークショップも兼ねているということで、参加いただいた皆様からいろいろなご意見を頂戴しました。

次の12月13日の分に関しましては、計画というよりは新たな取り組みをする形になってございます。

部長：先ほどのパブリックコメントの件でございますが、一旦削除しまして、案から成案に変わるぐらいのときに入れさせていただこうと思えます。

会長：部長からそういう話がありましたので、ご了解のほど、よろしくお願ひしたいと思えます。ほかにありませんか。意見が出尽くしたようでございますので、議題(1)についてはこれで終了したいと思えます。たくさんのご意見を頂きまして、ありがとうございました。

計画素案の内容につきまして、委員の皆様からのご意見がございましたので、計画素案に反映するなど、ご検討をよろしくお願ひいたします。

(2)「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画(案)」に係るパブリックコメントの実施について

会長：議題(2)「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画(案)」に係るパブリックコメントの実施について、事務局から説明をお願ひしたいと思います。

事務局：資料2「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画(案)のパブリックコメントの実施について」をご用意ください。

こちら、(案)となっているのですが、(素案)に訂正をお願ひいたします。申し訳ございません。

パブリックコメントとは、計画や条例など市の基本的な政策を決める際に、その案を広く市民の皆様に公表し、皆様から寄せられたご意見を参考に、最終的な意思決定を行うものでございます。

パブリックコメントの実施概要についてですが、募集期間としましては、令和元年12月9日（月）から令和2年1月10日（金）までとさせていただきます。

閲覧資料としましては、今回お示ししました第2期交野市子ども・子育て支援事業計画（素案）に、本日頂いたご意見を訂正・追加させていただいたものとなります。

閲覧方法としましては、広報かたの、交野市のホームページ等で周知いたしまして、市の情報公開コーナー、ゆうゆうセンターの1階ロビー、実施機関であります子育て支援課の事務所に置かせていただきたいと思いますと思っております。

意見の提出方法につきましては、任意の様式で住所、氏名を明記のうえ、書面、郵送、FAX、電子メールにより受け付けます。

意見の反映方法としましては、募集期間終了後、提出意見と考え方をまとめてこの子ども・子育て会議で報告させていただきます。また、意見の反映結果など市の考え方について、提出意見とともに、市のホームページで公開したいと考えております。

説明は以上でございます。

会 長：ありがとうございました。

資料2「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画（素案）のパブリックコメントの実施について」の説明が終わりました。

この件についてのご質問、ご意見等がありましたら、発言をお願いします。

ないようですので、原案どおりの方法でパブリックコメントの実施をしていただければと思います。

（3）その他

会 長：議題（3）その他とありますが、事務局からお願いします。

事務局：資料3「公私連携幼保連携型認定こども園の設置に関する協定書（骨子）」をご覧ください。

現在進めております民営化につきまして、移管法人となります社会福祉法人晋栄福祉会との間で公私連携を図るために必要な協定書を締結するものでございます。

この内容につきまして、ご説明させていただきたいと思っております。

8項目で構成されておまして、要点に絞ってのご説明とさせていただきます。

総則でございますが、法令遵守かつ本協定に基づいた運営を行うこととします。

名称は（仮称）あまだのみやちどり認定こども園でございます。

開園年月日は令和2年4月1日といたしまして、新園舎につきましては翌年の令和3年4月1日としております。

教育及び保育等に関する基本的事項でございますが、市立認定こども園をはじめ公立園で実施する教育及び保育等を踏襲いたします。

利用定員につきましては現園舎では現市立第1認定こども園の利用定員165人とし、新園舎では210人を踏まえた利用定員を市が決定いたします。

職員配置ですが、1歳児クラスで園児おおむね5人につき1人、3歳児クラスで園児おおむね15人につき1人の保育士を配置します。

教育・保育事業等につきましては、現園で実施しておりますとおり、産休明け保育、延長保育、一時預かり事業、子育て支援事業、障がい児保育、子育て相談等小学校との連携・接続の取り組み、1号認定の子どもについて利用定員を超える場合の選考方法については抽選と、このようになっております。

給食につきましては、直営の自園調理方式でございます。

年間行事でございますが、現市立第1認定こども園で行っているものを引き続いて実施いたします。

支援を要する園児及び保護者への対応につきましては、園内支援体制を整備し、関係機関と連携して取り組みます。

保護者からの費用徴収につきましては、原則現第1認定こども園での物品を引き続き使用し、二重負担とならないようにします。また、新たなサービス等に伴う経費については三者協議会で保護者の理解を得るようにいたします。

必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項でございますが、現園舎におきましては土地、建物について無償で法人に貸し付けをいたします。

新園舎につきましては、法人がその整備を行うこととしております。

新園舎の土地（現在の森新池）については10年間無償で使用貸借契約を締結いたします。

新園舎を整備するに当たっては、国の補助制度に基づき市が補助を行います。

協定の有効期間は令和7年3月31日までの5年間とし、その後につきましては、市と法人で協議することとしております。

協定に違反した場合の措置でございますが、法人が本協定に定める内容を実施していない場合は市が勧告いたします。それに従わない場合は、公私連携法人の指定を取り消すことができます。

最後にその他でございます。

引継ぎにつきましては、現第1認定こども園から継続して保育に従事する職員の配

置状況を踏まえ、市の定める方法で実施します。また、必要と認めるときは市職員派遣等により安定的な運営を図ります。

三者協議会についてですが、市、法人、保護者の三者で構成する三者協議会の設置をいたします。

評価及び検証でございますが、第三者評価の受審、保護者アンケート等による評価並びに検証を実施します。

説明は以上でございます。

会 長：資料3「公私連携幼保連携型認定こども園の設置に関する協定書（骨子）」について説明が終わりました。

この件についてご質問、ご意見等がありましたら、発言をお願いします。

副会長：細かいことですが、資料2枚目のところに「物品やスモッグ」とありますよね。本園ではスモックと言っています。

事務局：確認いたします。

A委員：この骨子を保護者に説明する機会はあるのでしょうか。

資料2枚目に「看護師を配置」とありますが、常勤ですか。

同じく資料2枚目に「延長保育（1時間以上）」とありますが、何時から何時までと考えておられるのかを伺いたいと思います。

事務局：協定書自体が非常に重要な事項を定めており、特に教育・保育の中身につきましては、保護者に関係する事項がたくさん含まれています。

保護者の方には今後も民営化の手続き、流れ等についての説明を続けていくつもりでございますので、その中で協定書の内容につきましてもご説明する必要があると考えております。

看護師につきましては、常勤の看護師を配置いたします。

延長保育ですが、交野市立の認定こども園では7時から7時30分までの早朝保育と18時30分から19時までの延長保育がございます。

こういったサービスにつきましては、法人に移管したあとも同様のサービスを実施するよう協定書で締結しております。

会 長：資料2枚目の「公立園で実施する教育及び保育等を踏襲」という辺りでその話が出ていますよね。

協定書の内容について親御さんへの説明もあるようですので、よろしく願いいたします。

ほかにごございませんか。

D委員：1年間は現園舎を使われるわけですね。資料3枚目の必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項に使用貸借契約のことが書かれていますが、それとは別に契約を締結されるのですか。

老朽化している現園舎を使われるということで、大きな破損等があったときの修繕等については使用貸借契約の中で結ばれるのでしょうか。

事務局：使用貸借契約につきましては、協定書とは別に締結を考えております。

ご質問のような事項につきましては、そちらの使用貸借契約の中で定めていくものとなります。

D委員：最近台風による被害が甚大なので、1年間現園舎を使われるということで心配なところもあります。

会 長：その辺りは別途契約を結ぶということですね。

ほかにございませんか。

A委員：あまだのみや幼稚園が廃園になったあとは、どのように活用されるのですか。

事務局：現あまだのみや幼稚園が建っている場所は、天田神社様からお借りしている土地でございません。

したがいまして、園舎そのものが取り壊しとなったあとには一旦神社さんに土地をお返しする形になります。

会 長：元に戻して返すわけですね。

事務局：一定更地にしてお返しするのが普通だと思いますので、その辺りについても考えているところでございます。

会 長：あとは神社との話し合いですね。

ほかにはよろしいですか。

事務局から何かございませんか。

事務局：事前送付しております「子育て支援者活動をつなぐ交流会」についてご案内いたします。12月13日（金）10時から、ゆうゆうセンター4階の多目的ホールにて、今年度2回目の交流会を開催いたします。内容といたしましては、パブリックコメントのご案内をさせていただきまして、計画素案に対するご意見を頂きたいと思っております。交野市で実施されている居場所づくりの事例報告ということで、ゲストスピーカーといたしまして、子どもたちの自己肯定感を育む活動をされている一般社団法人根っこわーくす 代表 大島 一さんのお話もございません。

今回も1回目と同様、子育て支援者だけでなく保護者の方にもご参加いただきたい

と思っております。お忙しいと思いますが、是非ご参加いただきたくお願い申し上げます。

会 長：「子育て支援者活動をつなぐ交流会」についてのご案内がございました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の案件につきまして、確認したいことなどございますか。

なければ、事務局から次回の開催についてお知らせください。

事務局：次回の交野市子ども・子育て会議でございますが、パブリックコメントの報告及び引き続き素案についてのご審議を予定しております。

開催日程でございますが、本日の資料と一緒にお送りしています日程調整の用紙のとおり、2月3日（月）・4日（火）・5日（水）のいずれかでの開催を予定しております。

12月3日（火）までにご都合をご連絡いただきますよう、お願いいたします。

日程が決まり次第、皆様に改めてお知らせさせていただきます。

7. 閉会

会 長：次回の開催につきましても、皆様のご都合をお伺ひして事務局で調整し、ご案内いただくということでございます。

希望日をご記入のうえ、12月3日までにご提出ください。

本日の案件は、これですべて終わりました。

ご多用中のところ、本日はお疲れ様でございました。

これにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。